

○多古町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(平成 27 年 12 月 11 日条例第 23 号)

改正 平成 28 年 6 月 16 日条例第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項に規定する条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町長又は教育委員会は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年6月16日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条に3項を加える改正規定(同条第2項ただし書及び第3項ただし書に係る部分に限る。)は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1(第4条第1項関係)

機関	事務
1 町長	子どもの医療に要する費用を負担する保護者に、当該費用の全部又は一部を助成する事務であって規則で定めるもの
2 町長	高校生等の医療に要する費用を負担する保護者に、当該費用の全部又は一部を助成する事務であって規則で定めるもの
3 町長	多古町重度心身障害者の医療費助成に関する条例(昭和48年多古町条例第24号)による医療費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の就学に要する経費の一部として、就学援助費を支給する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条第2項関係)

機 関	事務	特定個人情報
1 町 長	子どもの医療に要する費用を負担する保護者に、当該費用の全部又は一部を助成する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報であって規則で定めるもの
2 町 長	高校生等の医療に要する費用を負担する保護者に、当該費用の全部又は一部を助成する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 町 長	多古町重度心身障害者の医療費助成に関する条例(昭和48年多古町条例第24号)による医療費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条第1項関係)

情報 照会 機関	事務	情報 提供 機関	特定個人情報
教育 委員 会	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の就学に要する経費の一部として、就学援助費を支給する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報、住民票関係情報であって規則で定めるもの